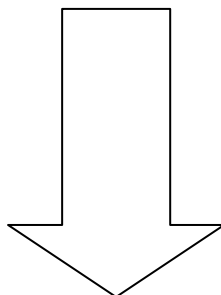


肝炎治療特別促進事業における自己負担限度額について

改正前

階層区分		自己負担限度額(月額)
A	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 65,000 円未満の場合	10,000 円
B	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 65,000 円以上 235,000 円未満の場合	30,000 円
C	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円以上の場合	50,000 円



改正後 (平成 22 年 4 月 1 日より)

階層区分		自己負担限度額(月額)
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円以上の場合	20,000 円
乙	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円未満の場合	10,000 円